

新旧対照表（簡易ガス）

以下、主な変更箇所を記しています。

全内容につきましては、小売供給約款をご一読ください。

なお、団地ごとにガス小売供給約款をご用意しております。

簡易ガス供給約款（**団地）	簡易ガス小売約款（**団地）（新）	備考
<p style="text-align: center;">簡易ガス供給約款</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点群名：**団地</u></p> <p style="text-align: center;">平成28年 6月 21日実施</p> <p style="text-align: center;">豊岡エネルギー株式会社</p>	<p style="text-align: center;">簡易ガス小売供給約款</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点群名：**団地</u></p> <p style="text-align: center;">平成29年 4月 1日実施</p> <p style="text-align: center;">豊岡エネルギー株式会社</p>	名称変更 変更
<p style="text-align: center;">I 供給約款の適用</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この特定ガス供給約款（以下「この供給約款」）によりします。</p> <p>(2) この供給約款は、別表第1の供給地点（近畿経済産業局長の許可を受けた地点をいいます。以下同じ。）に適用いたします。</p> <p>(3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p style="text-align: center;">I. 小売約款の適用</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 当社が使用の申し込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件（以下「供給条件等」）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」）によりします。</p> <p>(2) この小売約款は、別表第1の供給地点群に適用いたします。</p> <p>(3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	変更 変更
<p>2. 供給約款の認可及び変更</p>	<p>2. 小売約款及び変更の掲示等</p> <p>(1) 当社は、この小売約款を、営業所及び事務所（以下「営業所等」）に掲示いたします。</p>	変更 現約款（1）～ （2）削除

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
<p>(1) この供給約款は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、近畿経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同条同項、第3項又は第6項の規定に基づき変更したものです。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、近畿経済産業局長の認可を受けて、又は同条第3項若しくは第6項の規定に基づき近畿経済産業局長届け出て、この供給約款を変更することがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の簡易ガス供給約款によります。</p>	<p>(2) 当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の小売約款の掲示及び書面交付等を行います。</p> <p>(3) お客さまは、この小売約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。</p> <p>(4) 当社は、小売約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に掲示して周知いたします。</p> <p>(5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし(6)に定める場合を除きます。</p> <p>① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が定めた方法」といいます。)により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。</p> <p>② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び、住所、契約年月日並びに供給地点特定番号(以下、3(19)により、読み替えます。)を記載して行います。</p> <p>(6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>(1)～(6)追加</p>
<p>3. 用語の定義</p> <p>— 導管以外の供給施設 —</p> <p>(10) 「ガスメーター」 省略</p> <p>(11) 「マイコンメーター」省略</p> <p>(12) 「メーターガス栓」省略</p> <p>— ガス機器 —</p> <p>(13) 「ガス機器」…ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。</p> <p>— その他の定義 —</p> <p>(14) 「ガス工事」～(17)「消費税率」省略</p>	<p>3. 用語の定義</p> <p>—導管以外の供給施設—</p> <p>(10) 「整圧器」…ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。</p> <p>(11) 「ガスメーター」 略</p> <p>(12) 「マイコンメーター」 略</p> <p>(13) 「ガス栓」…ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。</p> <p>(14) 「メーターガス栓」 略</p> <p>—消費機器—</p> <p>(15) 「消費機器」…ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。</p> <p>—その他の定義—</p> <p>(16) 「ガス工事」～(19)「消費税率」 略</p>	<p>(10) 変更「整圧器」追加</p> <p>(13) 変更「ガス栓」追加</p>

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
<p style="text-align: center;">II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用する方(ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます(12(1)ただし書きにより当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)にガス工事を申し込む方を除きます。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当社が必要と認めたときは、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただくほか、お客様の氏名、住所を証明するもの(法人の場合は登記簿謄本等、個人事業者の場合は自宅住所を示す住民票等とします。)を提示していただくことがあります。</p> <p>(4) 申し込みの受付場所は、当社又は当社の指定店といたします。</p>	<p>(20) 「供給地点特定番号」…お客様のガスの需要場所を特定する番号であり、当社において、料金番号といたします。</p> <p style="text-align: center;">II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用する方(ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ供給条件等の重要事項及びこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます(12(1)ただし書の規定により当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)にガス工事を申し込む方を除きます。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によるほか、電話等により申し込んでいただきます。</p>	<p>(20) 追加</p> <p>変更</p> <p>現約款(4)削除</p>
<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1)～(2)省略</p>	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) お客様が新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。</p> <p>(4) お客様が、他の事業者から当社に切替えてガス小売供給を申し込みいただく場合は、切替え手続きと切替え作業が完了した日から供給を開始いたします。</p> <p>(5) お客様が、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、契約が成立した日以降の最初の検針日の翌日から適用いたします。</p>	<p>(3)～(5)追加</p>
<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2)又は(3)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>7. 使用又は工事の承諾</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>変更</p>
<p>9. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) ガスの使用を廃止しようとするお客様は、あらかじめその廃止の期日を当社又は当社の指定店に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。</p> <p>ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その</p>	<p>9. ガス小売供給契約の解除</p> <p>(1) ガス小売供給契約を解除しようとするお客様は、あらかじめ解除しようとする日(以下「解除日」といいます。)を指定して、その旨を当社又は当社の指定店に通知していただきます。その場合、当社はお客さま本人の意思によるものであることを確認いたします。</p> <p>なお、特別の理由なくして、当社が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた</p>	<p>変更</p>

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
<p>通知を受けた日をもって解約の期日といたします。</p> <p>(2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(3) 当社は、7 (2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p> <p>(4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さままたはガスの供給を停止されていなくても35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p>	<p>日をもって解除日といたします。</p> <p>(2) お客さまが当社にガス小売供給契約の解除の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガス小売供給契約を解除したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解除があったものといたします。なお、解約したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。</p> <p>(3) 当社は、7 (2)の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス小売供給契約を解除することがあります。</p> <p>(4) 当社は、35の規定に掲げる事由によってガスの供給を停止されたお客さままたはガスの供給を停止されていなくても35の規定に掲げる事由に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその事由となった事実を解消しない場合には、文書等でお客さまに解除日の遅くとも15日前と5日前の2回通知した上で、ガス小売供給契約を解除することがあります。</p>	
<p>26. 料金又は延滞利息の支払方法</p> <p>料金又は延滞利息（30の規定による延滞利息をいいます。以下27、28、29において同じ。）は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。</p> <p>また、36(1)①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。</p>	<p>26. 料金又は延滞利息の支払方法</p> <p>料金又は延滞利息（30の規定による延滞利息をいいます。以下27、27の2、28、29において同じ。）は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号に掲げる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>① 36(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息</p> <p>② 支払義務発生日において、過去に支払義務が発生した料金又は延滞利息がその支払期限日までにお支払いがない場合（当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）、又は口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合の当該支払義務発生日にかかる料金又は延滞利息</p>	<p>変更 ②追加</p>
<p>27. 料金又は延滞利息の口座振替</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金又は延滞利息を払込みの方法でお支払いいただきます。</p>	<p>27. 料金又は延滞利息の口座振替</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p>
	<p>27の2. 料金又は延滞利息のクレジットカード払い</p> <p>(1) お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード</p>	<p>追加</p>

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
	<p>会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申し込み時点の支払方法である口座振替又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。</p>	
<p>29. 料金又は延滞利息の当社への支払日</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	<p>29. 料金又は延滞利息の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	(2) 変更・追加
<p>35. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間(休日を含みます。)の日数をおいて予告いたします。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥～⑧ 略</p>	<p>35. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも15日前及び5日前(いずれも休日を含みます。)に2回予告いたします。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき</p> <p>⑥～⑧ 略</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>40. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>40. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用をお客さまに負担いただくことがあります。また場合によっては使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
<p style="text-align: center;">Ⅷ その他</p> <p>42. 使用場所への立ち入り 当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。 ①～⑦ 略</p>	<p style="text-align: center;">Ⅷ その他</p> <p>42. 使用場所への立ち入り 当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。 ①～⑦ 略</p>	追加
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、平成28年6月21日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. 本小売約款の実施期日 本小売約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>	変更
<p>2. 適用時期 6月定例検針日翌日のガスご使用分から適用いたします。</p>		削除
<p>(別表第1)</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点</u></p> <p>供給地点群名 **団地</p> <p style="text-align: center;">兵庫県豊岡市****</p> <p>供給地点数 ***</p>	<p>(別表第1)</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点</u></p> <p>供給地点群名 **団地</p> <p style="text-align: center;">兵庫県豊岡市****</p> <p>供給地点数 ***</p>	
<p>(別表第6)</p> <p style="text-align: center;"><u>供給ガスの圧力等</u></p> <p>当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(別表第6)</p> <p style="text-align: center;"><u>供給ガスの圧力等</u></p> <p>当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。</p> <p>(1) 略</p>	

簡易ガス供給約款 (**団地)	簡易ガス小売約款 (**団地) (新)	備考
(2) 略	(2) ガスの規格 「い号」 LPガス (3) 略 (4) 熱量は100.46メガジュール	(2) 変更・追加 (4) 追加
<p>付 録</p> <p>1. 当社は、特別の事情がある場合は、ガス事業法第20条の規定に基づき近畿経済産業局長の認可を受けて、簡易ガス供給約款（以下「本供給約款」といいます。）に定める供給条件以外の供給条件（以下「特別供給条件」といいます。）によりガスを供給することがあります。</p> <p>2. 当社は、設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合は、ガス事業法第37条の7において準用する同法第17条第7項の規定に基づき近畿経済産業局長に届け出て、本供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款（以下「選択約款」といいます。）を定めることがあります。</p> <p>選択約款は、当社に常備し、お客さまの閲覧の用に供していますので、詳しくは、当社にご確認ください。</p> <p>3. 年間契約数量が460立方メートル（100.46メガジュール換算）以上の需要については、特定ガス大口供給契約の対象となり、当社は、本供給約款に定める供給条件以外の供給条件によりガスを供給することがあります。</p> <p>詳しくは、当社にご確認下さい。</p>		現約款 付録 削除